和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業における換地設計を、別紙調書及び図面のとおり定めたい。

ついては、貴会の意見を伺います。

平成25年8月20日

和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業の施行地区内の別紙調書及び図面に掲げる宅地について、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第98条第1項の規定による仮換地の指定を行いたい。

ついては、同法第98条第3項の規定により、貴会の意見を伺います。

平成25年8月20日

和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業の保留地について、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第96条第2項の規定により、別紙の調書及び図面のとおり定めたい。

ついては、同法第96条第3項の規定に基づき、貴会の同意を求めます。

平成25年8月20日

和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業の施行地区内の別紙調書及び図面に掲げる換地計画において換地を定めないこととする宅地について、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第100条第1項の規定により使用収益停止の通知を行いたい。 ついては、貴会の意見を伺います。

平成25年8月20日

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第98条第1項の規定による仮換地指定は、同条第3項の規定によりその通知に先立って土地区画整理審議会の意見を聴くことになるが、仮換地を指定してもその仮換地に使用又は収益の障害となる物件が存しており、仮換地の効力発生の日から仮換地を使用又は収益を開始することができないため、同法第99条第2項の規定により仮換地の使用収益開始の日を従前の宅地の使用収益停止の日と別に定めます。当該仮換地の「使用収益開始の日」は、事業の進捗に合わせる必要があるため、土地区画整理事業施行者限りで定めることとしたい。

ついては、貴会の同意を求めます。

平成25年8月20日

和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業の換地設計及び土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第98条第3項の規定により貴会に諮問した仮換地の指定案を変更して仮換地の指定を行う場合又は同法第98条第5項若しくは第6項の規定により通知した仮換地の指定を変更する必要が生じた場合において、別紙の各項目に掲げる軽微な変更は、土地区画整理事業施行者限りで処理することとしたい。

ついては、貴会の同意を求めます。

平成25年8月20日